

学校に対する教材支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人埼玉県教職員互助会運営規則第2条第1項第2号に規定する公益事業として、「学校に対する図書、教材等の支援」(以下「教材支援」という。)を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(教材支援の対象校)

第2条 教材支援の対象校(以下「教材支援対象校」という。)は、埼玉県内の公立学校とし、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、県立大学とする。

(教材支援対象の物品)

第3条 教材支援の対象となる物品(以下「支援対象物品」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1)学校で使用する教材のうち以下の条件を満たすもの

- イ 教材整備指針(文部科学省策定)に準ずるもの
- ロ 長期(概ね3年以上)の使用に耐えうるもの

(2)図書(雑誌は除く)及び学校図書館内で使用する物品

2 支援対象物品として購入できる物品の数は、原則として1つとする。ただし、同一の物品を複数個、もしくは複数の異なる物品を一体として整備することが効果的であると一般財団法人埼玉県教職員互助会(以下「互助会」という。)が認めた場合に限り、第4条に定める金額を上限に物品を複数購入できるものとする。

(教材支援の内容)

第4条 互助会は、支援対象物品の購入に要する額を支援する。ただし、10万円(消費税込)を限度とする。

2 前項に規定する額の支援については、互助会から、教材支援対象校が物品を購入した業者に対して直接支払うものとする。

3 教材支援の申込みは、1校につき1年度1回とする。

4 第1項に定める金額を超えた物品の購入、もしくは、購入した物品の一部負担は対象外とする。

(申し込み方法)

第5条 教材支援を受けようとする学校は、計画書(様式第1号)に購入予定物品の見積書及びカタログ等を添えて一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(教材支援対象校の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による計画書の提出があった時は、その内容を審査し、適当と認めた場合は7月末までに支援を決定し、支援決定通知書を教材支援対象校あてに交付する。

2 教材支援の希望が予算の範囲を超える場合は、抽選により教材支援対象校を決定する。

3 過去に教材支援の決定を受けた学校は、次年度以降の抽選順位を下げる
こととする。

(支援の中止)

第7条 教材支援対象校が、次に該当する場合には教材支援は受けられない
ものとする。

(1) 提出した計画書と異なる物品を購入した場合（事前に協議し、理事長に
認められた場合を除く。）

(2) 購入を中止した場合

(3) 事務手続きが円滑に進められない場合

(4) 第8条に掲げる実績報告が期限内に行われない場合

(実績報告等)

第8条 教材支援対象校は、物品を購入した業者から請求書を受領後、5日
以内に第4条第2項の支払いに必要となる請求書及び納品書を理事長に提
出しなければならない。

2 教材支援対象校は、支援対象物品を確認することができる写真を貼付し
た報告書（様式第2号）を10月末日までに理事長に提出しなければならない。

(管理責任)

第9条 教材支援対象校が購入した支援対象物品の維持、管理及び廃棄その
他に係る費用については、互助会は一切負担しないものとする。

2 教材支援対象校が購入した支援対象物品に起因する事故が起きた場合の
管理責任については、互助会は一切責任を負わないものとする。

(遵守事項)

第10条 教材支援対象校は、支援対象物品に互助会が発行する「互助会教
材支援シール」を貼付すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

